慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ヴィクセルの財政理論について〔Ⅰ〕
Sub Title	Note on Wicksell's theory of public finance
Author	飯野, 靖四
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.2 (1969. 2) ,p.195(87)- 203(95)
JaLC DOI	10.14991/001.19690201-0087
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19690201-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

3. デ・ピエトリ-トネッリ論文への注釈

i) クールノーからワルラスへ

ヒックスは『ワルラス論』において「たんに数学的方法をもちいるという着想をはるかにこえて，クールノーの数理経済学のうちの二，三のきわめて特徴的な要素がワルラスにあらわれ，かつマーシャルにあらわれていることは，少なくとも驚くべきことである」と述べ，かれらがクールノーを読み，その理論化に決定的影響をうけたと指摘している。

たしかにヒックスが示しているように，クールノーの理論体系における連続的な需要曲線をワルラスとマーシャルはその理論体系に包摂したといえる。しかしその需要曲線の極大条件をクールノーは独占者行動としてもとめているのであるが，すなわちクールノー点をもとめたのであるが，クールノーの分析は，独占から複占に市場形態を変化させて，議論を展開したものの，完全競争の概念において，十分その展開をおこないえなかったところに，かれの分析の欠陥があったといえよう。しかしワルラスとマーシャルはこの完全競争の概念を価格が経済的パラメーターとして使用されるという特別な工夫を一層正確に改善したのであった。マーシャルよりもワルラスがこの技術をうまく利用していると評価できる。

実際に，この論文にそって，この点を考察することにしよう。クールノーの二つの方程式のうち，第一の式は，独占者である企業が販売額に価格を乗じた収入額としての利益を最大ならしめるように行動するとき，その独占価格を決定に際して満足しなければならない条件を示している。そして第二式は，生産費を要する場合であり，単位あたり費用（Qn）を考慮し，利益を最大ならしめるように，独占価格を決定する条件を規定している。この二つの式から，完全に市場を独占している企業の行動として，クールノーが均衡条件を規定していることをただちに読みとれるであろう。

クールノーに対して，ワルラスの方程式は，市場の均衡条件をふくんでいる。このことは，第一式に示された需給均衡方程式のなかに，第二式にみられる価格の関数として供給量があたえられていることからわかる。つまり，クールノーとは異って，その式において一企業だけの極大利潤を満足するように，価格が決定するのではなく，価格決定が，各商品市場における需給量の均衡において決定されるようにワルラスにおいては定式化されている。第三式はA財が価値尺度財であることを意味しているにすぎない。

ワルラスの生産者行動については，第三式で商品の価格がその生産に使用した生産要素価格の総計にひとしいこと，つまり利潤がゼロであるという競争条件と，第四式で生産係数が一定であるという条件が均衡の前提になっていることを理解することが必要であろう。

ii) ワルラスからパレート『講義』へ

ワルラスとパレートの相違は，『要論』と『講義』においては，それほど大きなものは見あたらない。シュンペーターがパレートの『講義』はワルラスの道標の示す領域を越えてでることはなかったと『十大経済学者』のなかで評しているのは正当であろう。しかし後の『提要』への発展をみるとき，『講義』において一つの布石を読みとることができる。それは，この論文に示されているように，パレート『講義』における交換方程式の第一式である。パレートは，測定不可能な限界概念にもとづくワルラス均衡体系には不満であった。シュンペーターは，この点にかんして，同じ書のなかで，つぎのように述べている。「『講義』にはパレートがはじめからワルラス価値論にはあまり満足していなかったことを示す証跡がある」。そしてシュンペーターは，そのような修正はそれほど有意義な修正であるとは評価していないが，効用のかわりに，オフェリミタという言葉を，また限界効用（ワルラスの稀少度）のかわりに，要素的オフェリミタという言葉を導入したのであった。シュンペーターの評価はともかくとして，この修正をおこなわしめたパレートの問題意識は1900年ごろの基数的効用概念の放棄，そして序数的な効用指標の確立につながるものと考えてよいのではなかろうか。

生産方程式については，ワルラスから一歩もでていない。ワルラス自身が固定的な生産係数の仮定の限界を意識し，その批判にたちながら，その方程式をつくっていたことを考えあわせるならば，パレートはワルラスが意識していた問題点を正当に発展させることができなかったと批判されても仕方がないであろう。

独占を一般均衡体系のなかに導入したことは，かれの体系の長所といえるかも知れない。しかし，その独占理論自身についてみると，「もっとも寛大な解釈によっても救済できないもの」とシュンペーターに信じさせた類いの理論であったことを付記しておきたい。

iii) 『講義』から『提要』フランス語版付録

『提要』フランス語版附録に対する学史上の意義づけは，周知のように，パレート最適概念の確立にあるが，この概念の確立のためには，一般均衡方程式体系をパレートは修正しなければならなかった。というのは，基数的な効用概念を放棄し，序数的な効用概念にもとづいた一般均衡方程式をつくることは，もしなんらかの制約条件が存在しないと，均衡は効用指標によってのみあたえられることになり，消費量における均衡は決定されない。したがって財貨の存在量を所与として制約条件をあたえておく必要がある。b）式は，そのような条件を考慮したワルラス法則であり，c）式はまた需給均等式である。a）式についてみれば，『講義』における（I）式に類似しているが，すなわちここでも要素的オフェリミタの概念を捨てていないようにみえるが，その意味は全く異なり，均衡においては各財貨の限界代替率が価格の比にひとしいことを示すものであると理解してよいであろう。

交換と生産方程式については，生産方程式における均衡条件が交換方程式においてあたえられた財貨の所与の存在量にもとづいていること，つまりそのような所与としてあたえられた存在量の変形として生産をとらえて，制約条件を課し，均衡を考えようとしているとみなさなければならない。この関係は，第E式においてよく理解されうる。つまり生産企業に提供された用役量は，それ自身，そこで変形される用役量でありしかも現実においてはその均衡量が現実に実現していることを示しているからである。さらに生産費についてみると，ここではじめてパレートは，生産費が変化しうるものとみなしている。しかしパレートは限界生産力説にしたがってこのように生産費が変化するとは考えなかった。むしろ限界生産力説は誤謬であるとみなしていたのである。この点にかんしては，スティグラー『生産と分配の理論』，H. Schultz "Marginal Productivity and the General Pricing Process" in Journal of Political Economy, Oct. 1929, J.R. Hicks, "Marginal Productivity and the Principle of Variation," in Economica, Feb. 1932 を参照されたい。

ヴィクセルの財政理論について〔I〕

飯野靖四

〔序〕
〔ヴィクセルの財政理論について〕
I　租税の帰着及び転嫁の理論について
　1.　課税を理論的に研究するための方法と方針
　2.　帰着及び転嫁に関するヴィクセルの結論
〔ヴィクセルの主要著作〕

〔序〕

私は現在，スウェーデンの経済学者クニュート・ヴィクセル[(1)]の「財政の理論的研究[(2)]」を翻訳している。原書は 1896 年にドイツ語で出版されたが，部分的な英訳[(3)]を除いては邦訳もなく，また現在はその原書自体，絶版となっている。（1969年に西ドイツの Scientia Vlg. から 1896年版の Neudruck が発行される予定である。）

ところで，ヴィクセルは，財政学者としてよりはむしろ経済学者として知られている（特に彼の利子理論・景気変動理論は現代の経済理論に強い影響を与えている）が，それは彼の財政理論が経済理論の応用という形で展開されているためと，適当な訳書がなかったためであって，決して財政学者として劣っていたためではない。

こうした関係から，彼の経済理論はいろいろな学者によっていろいろ論じられているが，財政理論について詳しく論じている文献はきわめて少ない。

私は翻訳が完全に終った段階で，私自身の意見をも含めた解説論文を書く予定であるが，私のヴィクセル

注（1）　Johan Gustaf Knut Wicksell (1851. 12. 20～1926. 5. 3)
（2）　著作目録 (12)
（3）　著作目録 (12₁)

解釈が私個人の独断に陥ってしまうことを非常におそれている。そうしたおそれをなくするためにも，数少ないとはいえ，いろいろな学者の論じたヴィクセルの財政論について知っておくことは，きわめて有益であると思われる。

そこでまず，その試みの1つとして，C. G. Uhr 著「Economic Doctrines of Knut Wicksell」(1962) の第8章 *Taxation and Public Finance* を翻訳してみることにした。[4]

〔ヴィクセルの財政理論について〕

ヴィクセルの財政に関する著作は，若干の小論文を除いては，範囲がきわめて限られている。彼は，歳入の問題すなわち課税の問題だけを取り扱い，同様に大切な問題すなわち歳入を使用する問題を，全く等閑にしている。また彼は，折にふれての批評を除いては，公債の問題についても全然触れていない。

課税論の領域においては，彼は2つの問題に専心している。1つは，租税の帰着及び転嫁の理論に関係したものである。もう1つは，課税における公正を実現するのに基礎となる租税原則の問題に関係した考察である。

I 租税の帰着及び転嫁の理論について

現代の規準で判断すれば，「財政の理論的研究」における，租税帰着に関するヴィクセルの考察は，不十分であり，また不完全であるようにみえる。しかし我々は，彼の議論が1885年に行なわれたものであるという点に注目しなければならない。[5] というのは，当時は，需要及び供給の弾力性といったような概念は，マーシャルの「経済学原理」[6] (1890年) の価格論に現われているだけで，租税の分析には，未だ適用されてはいなかったからである。歳入の研究は主として，J. S. ミルの「経済学原理」[7] の第5篇（政府の影響について）を模範として行なわれているが，ヴィクセルは，限界効用や限界生産力の計算方法を財政論に導入することをもって，彼の研究の出発点としている。財政学の領域における彼の第1の目的は，「価値・資本及び地代」[8] で展開した交換価値及び生産の分析を政府部門にまで拡張することであった。

ヴィクセルは，課税に関する古典派の学説に批判的に対処し，これを論破するかあるいは修正しようとした。古典派の学説の趣意は，次の通りである。

1　独占生産物に対する租税は転嫁されえない。なぜなら，そうした租税は，純独占利潤に対して課せられるからである。

2　間接税の中で最も良くないものは，関税である。なぜなら関税は，国内生産物に対して同様な租税が課せられない限り，資源の配分をゆがめるからである。さらに関税は，国内消費者や保護されない国内生産者に転嫁され，しかも財務省にほとんど歳入をもたらさないのに，保護された生産者のみが利益を得るからである。

3　賃金に対する租税及び賃金財に対する国内消費税は，常に雇主に転嫁されるが，究極においては，雇主はそれを地代に転嫁する。なぜなら，生活をやっと維持してゆくだけの実質賃金で働いている労働者は，数が減らない限り，これらの租税を支払いえないのであって，それは結局，雇主に賃金を租税額だけ引き上げさせることになる。このように，賃金税は雇主に課せられているようにみえるけれども，雇主はしばしば，農業生産物に対する需要を減らすことによって，それらを地主に転嫁することができるのである。証明することは困難であるけれども，こうした学説から次のような学説が引き出されてくる。すなわち，労働者は，賃金財に対する国内消費税の賦課に対して，なんら抵抗する必要がない。なぜなら，長期においては，現実にこれらの租税を支払うのは，労働者ではなくて誰か他の人であるから。

こうした古典派の学説を検討するために，ヴィクセルは，1880年代及び90年代の財政学の諸文献におけるよりも，より体系的なアプローチをとることを決心したのである。

注(4)　翻訳の目的から考えて余り重要でないと思われる章句は，適宜省略した。
(5)　著作目録 (10)
(6)　Alfred Marshall, *Principles of Economics*, 1890（「経済学原理」大塚金之助訳，馬場啓之助訳）
(7)　John Stuart Mill, *Principles of Political Economy*, 1848（「経済学原理」天野為之訳，戸田正雄訳，末永茂喜訳）
(8)　著作目録 (8)

1　課税を理論的に研究するための方法と方針

ヴィクセルの考えでは，課税論において最も大切なことは，「転嫁」と「帰着」の意味を明確に区別することであった。ある租税の「帰着」は，しばしば，「転嫁」された租税の総額よりも大きいのである。いくらよく考えても，物品税の100パーセントだけが，物価騰貴を通じて販売者から購入者に転嫁されうる。しかし，そのような租税の帰着は，転嫁の大きさに関係なく，通常，租税それ自体よりも，従って歳入額よりも，大きいのである。

まず，従価税が完全に消費者に前転されたと仮定しよう。その結果，その商品の購入は，需要の弾力性に従って，減少する。この租税の帰着は，いくつかの要素からなりたっているが，その全部が全部，直接測定できるというわけではない。その要素には，次のものが含まれている。

(a)　減少したとはいえ，購入された商品に対する租税。この総額は，財務省にもたらされる歳入額に等しい。

(b)　前にはこの商品を買っていたが，今や，より効用の低い代用品を買わねばならなくなった消費者における効用の損失。この帰着の要素は，直接には数量で表わすことができない。

(c)　課税商品の販売者は，販売数量が減少することによって，利潤率の減少を免がれえないであろう。これは，同額の利益を財務省にもたらさないところの課税によるもう1つの損失である。

従って，課税における最も大切な問題の1つは，最小の帰着をもたらす租税を計画すること，すなわち歳入額以上の帰着をもたらさないような租税を計画することである。これは，おそらく，直接純所得税の場合にのみ，あてはまるであろう。しかし，その場合でも，第2次的効果が考慮されるならば，そうした場合でさえ，正しいとは必らずしも言えないのである。

しかし，租税帰着に関する研究は，次のような考えのもとに行なわれた。

(1)　一定額の歳入が徴収されねばならない，という仮定のもとに考える。

(2)　この歳入を，最小の帰着でもって，しかも経済的諸関係をできるだけ乱さないで，徴収するにはどのような方法が良いかを考察しなければならない。さらに，いろいろなタイプの租税のもとにおけるすべての帰着の方向と程度とを，見出さねばならない。

(3)　これらの租税の第2次的効果が決定されねばならない。例えば，課税がどの位，非課税商品への代替をひき起すかということを，決定しなければならない。

(4)　歳入が使用されることに関する一切の問題は，租税帰着の問題には無関係なものとして，除外されねばならない。

(5)　ヴィクセルは，次のように考えた。すなわち，租税制度の帰着は，全体としては，絶対額では確かめることができない。いろいろなタイプの租税から構成されている歳入制度を分類するには，逆進的，累進的，等々といったように，相対的意味においてしか決定することができない。

これらの方法に関する提議は，(4)を除いては，おおむね正しいであろう。租税帰着の研究においては，歳入の使用に関する問題をすべて除外したとしても，第1次的接近としては正しいであろう。しかし，このような抽象は，長く維持されるべきではない。例えば，その歳入を，課税商品の生産への補助金として使用するか，あるいは他の代用品の生産への補助金として使用するかという問題は，国内消費税の帰着に深く関連した問題であるのである。

しかしヴィクセルは，前述の考えをもとにして，課税の研究を，次のような問題に集中させた。[9]

1　独占に対する課税

2　自由競争のもとにおける，生産に対する均一課税

3　自由競争のもとにおける，特定の財及びサービ

注(9)　著作目録 (10) ないし (12) の第1部（租税帰着論）の目次は，次のように構成されている。

〔租税帰着論〕

I　序
II　独占利潤に対する課税
III　自由競争が支配的な場合における租税帰着。最も単純な仮説，資本利子，労働賃金
IV　続き：土地用役を含む生産諸力の報酬に対する租税の帰着
V　生産に対する不均一な課税。外国生産物に対する課税。自由貿易論とその相対性
VI　労働賃金に対する課税とその転嫁可能性

イスに対する差別的課税

4′ 賃金に対する課税の転嫁可能性

このうちの最初の問題，すなわち独占に対する課税の問題を研究してゆくうちに，ヴィクセルは，クールノーの「富の理論の数学的原理に関する研究」(10) (1838) の中に，類似した陳述を見出した。しかしヴィクセルは，クールノーとは独立に，自分の意見を発展させた。「財政の理論的研究」の序文でも述べているように，ヴィクセルがクールノーの著作のイタリア語版（当時存在した唯一の翻訳書）に気がついたのは，「財政の理論的研究」を印刷にまわしてしまった後のことである。

2 帰着及び転嫁に関するヴィクセルの結論

概して，ヴィクセルは，彼の課税の分析を，次のような条件を仮定して行なった。

(a) すべての市場において，自由競争が行なわれている。

(b) 固定的な生産函数をもっている。

(c) 貨幣の購買力が不変の状態で交換が行なわれている。

(d) 閉鎖的な定常経済である。

これに対する唯一つの例外は，独占に対する課税の問題を扱う場合である。その場合には，自由競争という仮定 (a) はゆるめられねばならなかった。

彼の研究の結論の要旨は，次の通りである。

1 純独占利潤に対する租税及び，類推によって，純所得に対する租税は，――それが比例的であろうと累進的であろうと定額的であろうと，あるいはその逆であろうとも――一般に，自由競争のもとでは，転嫁されない。またその帰着は，その租税がもたらす歳入に等しい。しかし，純利潤税や純所得税には第2次的効果がある。純所得は租税のために減少し，その結果，納税者は，消費需要を減少させるかあるいは貯蓄ないし投資の一方またはその双方を減少させるであろう。従って，そのような租税は転嫁されえないという結論は限定される。もし生産要素に対する総需要が純可処分所得の減少によって影響を受けないとしたならば，それは転嫁されえないであろう。

こうした限定は，純所得に対する租税の「第2次的」転嫁可能性に関連した，彼と G. カッセルとの議論において，くりかえされている。(11) カッセルは，労働者や資本家が租税の結果として農業生産物の消費を減少させる場合，しかもまた（仮定によって）農業がその「余剰」農産物を処分できるような新しい市場――国内であろうと国外であろうと――に出入りできないような場合には，そのような租税は地代に転嫁されると考えていた。

2 すべてのタイプの生産に課される1単位ごとの均一租税は，自由競争のもとにおいては，最初は，純実質所得に対する租税として働く。それは，ほぼ等しい割合で，実質賃金・地代・利子を削減する。しかし租税によるそうした効果は，その後続いて起る生産高の拡大によって，一部埋め合わせられる。その理由は，課税前と同じ資本構成を維持している資本家が，今や，それをより高い次元に増大する方が有利であると気がつくからである。その結果，実質生産高が増大し，実質賃金・地代・利子も上昇する。がしかし，それは，生産（に対する）税が課される前の水準にまでは到達しないであろう。従って，均一生産税は，もしそれがなかったならば定常的であったであろう社会を前進させるための1つの有効な方法であるようにみえる。

この点についてのヴィクセルの主張は，リンダールも指摘しているように，(12) 独断的でありしかも間違っている。彼は，彼の議論の出発点である定常経済という仮定を放棄してしまうことによって，また実質賃金の上昇との類推に関連して，私的資本家の観点からのみ租税の結果をみることによって，自分自身でつくった落し穴におちてしまった。

これは，2つのこと――すなわち，租税を原因として生ずるすべての要素の生産力の均一的な下落と，他の諸要素の生産力を不変としたとしても純資本形成期に生ずる資本の限界生産力の下落と――を混同している。

租税がなかったならば定常的であったであろう社会においては，単に，すべてのタイプの純可処分所得が

注 (10) Augustin Cournot, *Recherches sur les Principes nathématiques de la théorie des richesses*, 1838（「富の理論の数学的原理に関する研究」中山伊知郎訳）

(11) G. Cassel,「租税の帰着について」, *Ekonomisk Tidskrift*, 1 (1899)；K. Wicksell, 著作目録 (19) 及び (20)

(12) E. Lindahl, *Die Gerechtigkeit der Besteuerung*, 1919

租税によって比例的に減少したからというだけで，資本家が純投資への刺激を受けるであろうという理由はありえない。租税の結果として，政府は実際上，公平を獲得するかあるいは生産（に対する）税収入の割引価値に等しい実物資本の一部を徴収するかする。

たしかに彼ら（資本家達）は，いっそうの純蓄積によって，こうした損失を償いうるであろう。しかし租税が課せられたからといって，彼らがこうした行動を必らずしもするとは限らないのである。同様な選択的行動，すなわち純投資によって実物資本の量及び価値を増大させるといった行動もまた，最初定常均衡にある彼らに開かれているのであって，ただそれに基づいて行動されないだけのことなのである。

2′ ヴィクセルも指摘しているように，生産（に対する）税によって三要素が負うそれぞれの負担は，その要素間の代替の弾力性に依存しており，またそれらの供給の相対的弾力性に依存している。供給の弾力性が最も大きい要素は，賦課額のなにがしかを他の2つの要素へ転嫁することができる。

3 生産物1単位ごとに課される定額税ないし生産物価値の一定割合に課される従価税は，双方とも，独占状態のもとにおいては転嫁されうるので，それらによってもたらされる租税収入よりも帰着の方がより大きいであろう。それは，従価税の場合におけるよりも定額税の場合における方が，よりソウである。

4 生産物1単位ごとに課される不均一税（同一商品に対しては均一に課されるけれども，異なった商品に対しては異なった率で課される税）は，自由競争のもとにおいては，転嫁可能である。そのような税は，使用される生産要素の割合に対してのみならず，特定の商品の生産高に対してまで，影響を及ぼすであろう。そのような税は，一部はその商品に対する需要の非弾力性に応じて，それぞれ消費者に前転されるが，一部は各生産要素の供給の相対的な非弾力性に応じて，それぞれの生産要素に後転されるであろう。必要な代替の調整がなされた後に，新しい1組の均衡関係が成立する。しかし，これらの（新しく成立した）均衡関係が，差別的物品税のなかった最初の状態での均衡関係と比べて，どのように変わったかという問に対しては，そのような一群の租税の帰着をはっきりと示すことができる程正確には言うことができない，と答えざるをえないのである。こうしたことから，ヴィクセルは，自由貿易主義の教義を批判的に取り扱うことが必要である，ということを見出したのである。

しかし実際のところ，彼は関税と不均一国内物品税との差違が単に程度の問題であるにすぎないということを指摘するだけで満足したのである。

4′ それら（関税と不均一国内物品税）は2つとも，資源利用のパターンをゆがめ，著しい程度の，またそれらがもたらす税収以上の，帰着をもたらす。それにもかかわらず，自由貿易を主張する人達は，関税程には激しく物品税を非難しないのである。この点を明らかにするために，ヴィクセルは，関税の帰着の要素の1つに，以前程には輸出市場を見出さなくなったところの国内生産物の価格を引き下げるであろうという効果があることを示した。その際彼は幼稚産業の議論にたちかえり，自由貿易が地主達にのみ利益を与えるのに対して，関税制度が資源の利用を改善し，新しい植民地の実質国民所得を引き上げるといったような状況が存在することを示した。これによって，彼は，自由貿易の支持者によってなされたとほうもない主張に反対して，自由貿易主義という教義の相対的真理性を強調したのである。

5 彼の「賃金（に対する）税」に関した記述の中には，賃金基金説の簡潔なレヴューが含まれているが，彼はそれでもって，賃金税の確実といわれている転嫁可能性について論ばくしている。「財政の理論的研究」の中において最も良いと思われる部分の1つは，この賃金基金説に含まれている詭弁に反対して書かれている部分である。労働者の数は税引き賃金が生存水準以下に下がるにつれて減少するが，租税はそうしたことを通じて転嫁されると考えられていた。こうした説明に対して，ヴィクセルは次のように考えた。課税前の均衡賃金水準においては，労働者には，同様な選択的行動――労働者数の削減――が開かれていないのではないだろうか。もし生存水準以上の賃金でそうならば，なぜにすべての賃金税が転嫁可能であるのであろうか。J.S. ミルの質問，すなわち週1シリングの税が課せられ，それによって国家が公共事業のための労働を雇うという方策と，税が課せられない代わりに国家が公共事業をやめてしまうという方策と，どちらが労働者にとって良いかという質問に対して，ヴィクセルは，次のように

逆に質問し返している。すなわち，「国家は労働者を，彼ら自身のために雇うのか，あるいは有用な労働を行なうために雇うのか」と。週1人当り1シリングの税が公共計画に使用されると仮定するならば，これは一体何を補償しているのであろうか。労働者階級は，そのような社会制度のもとにおいては，自分自身のためというよりはむしろ他の階級のためになされる余分な仕事から排除されていないのだろうか。

5′ 彼は租税の転嫁の問題において，さらに次のように指摘している。すなわち，一般に，租税を支払いたがらない人々によって租税からの逃避が行なわれる可能性がある。煙草をすわない人は，タバコ税を支払わない。しかし賃金に租税が課せられる場合には，一般大衆には，そこから逃避できる可能性はほとんどない。

上記の陳述は，ヴィクセルの租税帰着理論の特徴を表わすに充分である。彼がなした租税論への1つの貢献は，間接税の裏面を明らかにしたことである。さらにそれは次のような幅広い問題を提起した。すなわちそれは，「もしあるとするならば，課税における公正の規準とはどんなものなのだろうか」という問題である。彼が「財政の理論的研究」の第2番目の部分でとりくんだ問題は，まさにこの問題である。

〔ヴィクセルの主要著作〕

○著作は書かれた年代順にならべてある。
○スウェーデンの経済雑誌 *Ekonomisk Tidskrift* は，ET と略してある。
○題名の邦訳してある著作は，自国語（スウェーデン語）で書かれている。
○Subscript の1はその著作の英訳を，2は独訳を，3は邦訳を表わしている。また，例えば (26_{2-3}) は (26_2) の邦訳であることを表わしている。

1880(1) 社会的不幸の最も重要な原因——特に酒酔い——について
1882(2) 移民について——その意義と原因——
1887(3) スウェーデンにおける人口の増加について
1890(4) Überproduktion oder Überbevölkerung, *Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft*, 46
(5) 結婚及びその将来について
(6) 空っぽの胃——ばいの倉庫, *Samtiden*（ノルウェーの雑誌），1
1892(7) Kapitalzins und Arbeitslohn, *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, 59
1893(8) Über Wert, Kapital und Rente nach dem neueren nationalökonomischen Theorien,
(8_1) Value, Capital and Rent (S.H. Frowein 訳), 1953
(8_3) 価値・資本及地代（北野熊喜男訳），昭12
1894(9) 誰が租税を納めるか，また納めるべきか。——Sven Trygg（ヴィクセルの偽名）の見解と提案——
1895(10) Zur Lehre von der Steuerincidenz（ヴィクセルの博士論文）⟶(12) に収録
(11) 所得と財産に対する累進課税, *Verdandis Småskrifter*（Uppsala 大学で発行されていた雑誌），No. 56
1896(12) Finanztheoretische Untersuchungen nebst Darstellung und Kritik des Steuerwesens Schwedens,
(12_1) A New Principle of Just Taxation（部分訳），(J. M. Buchanan 訳)⟶*Classics in the theory of public finance*(R.A. Musgrave 及び A.T. Peacock 編)，1958，に収録
1897(13) V. Pareto, '*Cours d'économie politique*'（レヴュー），*Zeitschrift für Volkswirtschaft*, 6
(13_1) V. Pareto's *Cours d'économie politique* ⟶(128) に収録
(14) Der Bankzins als Regulator der Warenpreise, *Jahrbücher für Nationalökonomie*, 68
1898(15) 商品価格に対する貨幣利子率の影響, *Nationalekonomiska Föreningens Förhandlingar*, 1
(15_1) The Influence of the Rate of Interest on Commodity Prices⟶(128) に収録
(16) Geldzins und Güterpreise, eine Studie über die den Tauschwert des Geldes bestimmenden Ursachen,
(16_1) Interest and Prices (R.F. Kahn 訳), 1936
(16_3) 金利と物価（豊崎稔訳），昭12
利子と物価（北野・服部訳），昭14
(17) 選挙権と課税
1899(18) V. Pareto, '*Cours d'économie politique*'（レヴュー），*Zeitschrift für Volkswirtschaft*, 8

(18_1) V. Pareto's *Cours d'économie politique*⟶(128) に収録
(19) 租税の転嫁について，ET，1
(19_2) Das Problem der Steuerincidenz, *Conrads Jahrbücher*, 74, 1900
(20) 租税の転嫁について，再論：Cassel 博士に答える，ET，1
(21) (Charles Gide の著書のレヴュー)，ET，1
(22) 古典派経済学と科学的社会主義，ET，1
1900(23) 経済的分配の基礎としての限界生産力について，ET，2
(23_1) Marginal Productivity as the Basis of Distribution in Economics,⟶(128) に収録
(24) ロシアの経済的行動，ET，2
(25) Zur Verteidigung der Grenznutzenlehre, *Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft*, 56
1901(26) 経済学講義：第1巻：経済理論
(26_1) Lectures on Political Economy: Volume One: General Theory (E. Classen 訳)，1934
(26_2) Vorlesungen über Nationalökonomie auf Grundlage des Marginalprinzipes: Erster Band: Theoretischer Teil (M. Langfeldt 訳)，1913
(26_{2-3}) 国民経済学講義：(1) 理論の部（堀・三谷訳），昭13
(27) 相続について，ET，3
(28) 国民経済の見地から見た耕地について，ET，3
(29) 牽引動物としての乳牛，ET，3
(30) スウェーデンの国有林に対する昔からの入会権の観点からみた afveckling について，ET，3
1902(31) 分配の問題について，ET，4
(31_1) On the problem of distribution⟶(128) に収録
(32) 労働者と雇い主の間の同盟：社会政策の分野における新しい現象，*Verdandis Småskrifter*, No. 109
(33) Fahlbeck 教授のネオマルサス主義について，ET，4
(34) (John A. Hobson と John Bates Clark の著書のレヴュー)，ET，4
(35) 合衆国の農業労働者，ET，4
1903(36) 農業における生産性・利潤率及び相対的収益の概念について，ET，5
(37) 農業における生産の費用，ET，5
(38) 貨幣理論における問題点，ET，5
(39) 十字路にあるドイツ，ET，5
1904(40) 将来の通貨問題，ET，6
(41) 経済学の目的と方法（Lund 大学教授就任講演），ET，6
(41_1) Ends and Means in Economics⟶(128) に収録
1905(42) 社会主義国家と現代社会：社会経済の若干の考察
1906(43) 経済学講義：第2巻：貨幣及び信用
(43_1) Lectures on Political Economy: Volume Two: Money (E. Classen 訳)，1935
(43_2) Vorlesungen über Nationalökonomie auf Grundlage des Marginalprinzipes: Zweiter Band: Geld und Kredit (M. Langfeldt 訳)，1922，(＋Vorwort zur deutschen Ausgabe, 1922)
(43_{2-3}) 国民経済学講義：(2) 貨幣信用の部（堀・三谷訳），昭14
1907(44) Knapp の貨幣理論，ET，9
(45) 収穫逓減の法則を立証しようとする際に犯す誤謬の源泉，ET，9
(46) The Influence of the Rate of Interest on Prices ((43) のSummary)，*Economic Journal*, *June*,
(47) 恐慌の謎，*Statsökonomisk Tidsskrift*, 21
(47_1) The Enigma of Business Cycles (C.G. Uhr 訳)⟶(16_1) 及び *International Economic Papers*, No. 3, 1953 に収録
1908(48) Über einige Fehlerquellen bei Verifikation des Bodengesetzes, *Thünen Archiv*, 2
(49) Noch einiges über die Verifikation des Bodengesetzes, *Thünen, Archiv*, 2
(50) 銀行立法における教訓，ET，10
(51) 貨幣価値の安定化：恐慌を防ぐ為の一手段，ET，10
(52) なぜに工場経営は切り詰められているか，ET，10
(53) (H.J. Spak の著書のレヴュー)，ET，10
1909(54) 貨幣利子と商品価格，ET，11
(55) (K.A. Wieth-Knudsen の著書のレヴュー)，ET，11

(56) (Th. Aarum の著書のレヴュー), ET, 11
(57) 王座・祭壇・剣及びお金の袋 (→「神の神聖な言葉を嘲笑した」罪に問われ, 2ヶ月の禁固刑に処せられる)
1910(58) 人口の理論——その構成と変化——(イスタードの刑務所で書かれた), *Verdandis Småskrifter*, No. 170
(59) F. H-son Brock, '分配及び恐慌の経済問題' (レヴュー), ET, 12
(60) スウェーデンの移民問題, (スウェーデン政府の移民に関する報告書の一部)
1911(61) Böhm-Bawerk の資本理論とその批判, ET, 13
(61₁) Böhm-Bawerk's Theory of Capital→(128) に収録
(62) 商品価格の騰貴, *Tiden*, 3
1912(63) 保護関税と賃金率, ET, 14
(64) Kapital und Kein Ende: Brisman に対する回答, ET, 14
(65) 独占利得に対する課税, また卸し売りレベル及び小売りレベルでの価格についての若干の意見, ET, 14
(66) 老齢保険に関する委員会の審議と報告, ET, 14
1913(67) 貨幣価値の調節, ET, 15
(67₁) Note on Irving Fisher's Proposal for the Regulation of the Purchasing Power of Money ((67) の résumé)→(43₁) に収録
(68) (老齢年金計画の) 結末, ET, 15
(69) 経済的観点からみた現在の社会保険計画, *Svenska Fattigvårdsförbundets Tidskrift*, 7
(70) doc. Brock の論文の一考察, ET, 15
(71) Vilfredo Pareto, '*Manuel d'économie politique*' (レヴュー), *Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozialpolitik und Verwaltung*, 22
(71₁) Vilfredo Pareto's *Manuel d'économie politique*→(128) に収録
1914(72) 好況期・保護関税及び賃金, ET, 16
(73) 国は人口過少になりうるか, ET, 16
(74) 中央銀行 (Riksbank) の金準備, ET, 16
(75) Lexis と Böhm-Bawerk, ET, 16
(76) Mises, L.v., 'Theorie des Geldes und der Umlaufsmittel (Rezension)', *Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozialpolitik und Verwaltung*, 23
(77) 統計学の教授職, ET, 16
(78) Fritz Hüson Brock, ET, 16
(79) (ヴィクセルの回答), ET, 16
1915(80) 経済の謎(中央銀行の金準備, 再論), ET, 17
(81) 供給に対する市場価格の影響, ET, 17
(82) 外国為替と銀行利子率, ET, 17
(83) ドイツにおける'財政の戦争準備', ET, 17
(84) 任意貯蓄と強制貯蓄, ET, 17
(85) Victor Moll, ET, 17
(86) ドイツの国富, 国民所得及び'年貯蓄', ET, 17
1916(87) 農業における収穫逓減の法則の'批判点', ET, 18
(87₁) The 'Critical Point' in the Law of Decreasing Agricultural Productivity→(128) に収録
(88) インフレーションを防ぐ手段 (ヴィクセルの回答), ET, 18
(89) Hinauf mit den Bankraten, *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*
1917(90) S. Brisman, '現代の商業銀行': (レヴュー), ET, 19
(91) 行き当りばったりの意見, ET, 19
(92) 商品価格と運賃率, ET, 19
(93) 利子率と商品価格, ET, 19
(94) Goschen と外国為替: (修正), ET, 19
(95) ちょっとした意見, ET, 19
(96) (Wilhelm Keilhau の著書のレヴュー), ET, 19
1918(97) Gold after the war in relation to inflation and the foreign exchanges, *Economic Journal*, 28
(98) International Freights and Prices, *Quarterly Journal of Economics*, 32
(99) (K. Petander の著書のレヴュー), ET, 20
(100) (Keilhau に対する回答), ET, 20
1919(101) 貨幣数量説に対する攻撃, ET, 21
(102) 外国為替の謎, ET, 21
(102₁) The Riddle of Foreign Exchanges→(128) に収録
(103) Cassel 教授の経済学体系, ET, 21
(103₁) Professor Cassel's System of Economics→(26₁) に Appendix として収録
(104) 中央銀行と民間銀行: (スウェーデンの貨幣及び信用体系を改善する為の提案), ET, 21
(105) 所得税及び財産税の改革の為の一般原則に関する覚え書き, *Riksdagens protokoll, Prop. nr* 259,
(106) 原料輸出と移民——Heckscher に対する意見, ET, 21
1920(107) スウェーデン銀行 (中央銀行) に直接借入権を与える問題に関する意見, (1917 年銀行委員会報告の No. 2)
(108) スウェーデンの近い将来の財政政策は, どのように, またどの程度まで計画がたてられうるかという問題に関する報告: 1920年に任命された財政専門家による報告
(109) 自由貿易と移民, ET, 22
1921(110) Carl Menger, ET, 23
(110₁) Carl Menger→(128) に収録
(111) インフレーション・貨幣数量及び利子率, ET, 23
(112) 課税の観点からみた所得の概念, ET, 23
1922(113) (G. Åkerman に対する回答), ET, 24
(114) 課税における所得の概念とそれに関連した租税問題, ET, 24→(所得税及び財産税に関する報告, の第2部) に再録
1923(115) 若干のコメント: D. Davidson に対する回答, ET, 25
(116) (独立した陳述)→(所得税及び財産税に関する報告, の第1部) に収録
(117) 所得概念の歴史的発展→(所得税及び財産税に関する報告, の第2部) に収録
(118) 若干の思い出, ET, 25→(所得税及び財産税に関する報告, の第2部) に再録
(119) 実物資本と資本利子, ET, 25
(119₁) Real Capital and Interest→(26₁) に Appendix として収録
1924(120) 保護関税と自由貿易, ET, 26
(120₁) Protection and Free Trade→(128) に収録
(121) Menger の *Grundsätze* の新版, ET, 26
(121₁) The New Edition of Menger's *Grundsätze*, →(128) に収録
(122) 鉄道の改良と改良者, ET, 26
1925(123) 関税問題において教訓となる良い実例, ET, 27
(123₁) An Object-Lesson in the Tariff Quesstion →(128) に収録
(124) 世界の通貨体制の最終的調節, ET, 27
(125) 数理経済学, ET, 27
(125₁) Mathematical Economics→(128) に収録
(125₂) Mathematische Nationalökonomie, *Archiv für Sozialwissenschaft*, 58, 1927
(126) スカンディナヴィア諸国の通貨問題, ET, 27
(126₁) The Monetary Problem of the Scandinavian Countries→(16₁) に Appendix として収録
1928(127) Zur Zinstheorie (Böhm-Bawerks Dritter Grund)→*Wirtschaftstheorie der Gegenwart, Vol.* 3, (Hans Mayer 編) に収録
1958(128) Selected Papers in Economic Theory (E. Lindahl 編)